



■ 目次

FASB職員およびSEC職員が公正価値の決定に関するガイダンスを公表
FASBが一部の企業に対するFIN 48の適用延期を提案、ただしすべての非公開企業に対する広範な適用延期は拒否
その他のFASB関連記事
SECがオークション・レート証券購入の参加企業に対するグローバルな免除措置を付与
ASBが初めての明瞭化された監査基準書を公表
ASBが明瞭性プロジェクトに基づく2つの公開草案に対するコメントを募集

■ FASB職員およびSEC職員が公正価値の決定に関するガイダンスを公表

9月30日、米国財務会計基準審議会(FASB)職員および米国証券取引委員会(SEC)職員は、非流動的な金融商品の公正価値を決定する際におけるFASB基準書第157号「公正価値の測定」の適用に関する一連のQ&A集を共同で公表しました。特に、このガイダンスでは非流動的な市場の証券の公正価値の決定におけるブローカー値や財務モデルの利用等、いくつかの実務上の問題に関する既存の原則を説明しています。また、一時的でない価値の下落(OTTI)と判断する際に検討すべき追加的な情報も提供しています。このQ&A集は、FASBが公正価値の適用に関する追加的解釈指針を公表するまでの間の緊急ガイダンスを提供することを意図したものです。当該指針は間もなくパブリック・コメント募集のために短期間公表され、約1週間でFASBの最終的な評決が行われる予定です。

▼ このQ&A集は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.fasb.org/news/2008-FairValue.pdf>

▼ また、CFODirect Networkのメンバーは、PwC Breaking News の記事の全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jsp?ContentCode=AALN-7JYUH8&SecNavCode=ASPP-5SLM5R&ContentType=Content>

■ FASBが一部の企業に対するFIN 48の適用延期を提案、ただしすべての非公開企業に対する広範な適用延期は拒否

今週、FASBはFASB解釈指針第48号「法人所得税の不確実性に関する会計処理」(FIN 48)の適用日延期の提案を採択しました。FASBはすべての非公開企業に適用となるところだった幅広い延期に反対票を投じました。

1年間の延期措置は、提案内容が公開されるまで正確な適用範囲は明確になりませんが、米国の連邦法人所得税上のパス・スルー・エンティティである非公開企業にのみ適用が予定されています。この延期措置に関連して、FASBはパス・スルー・エンティティへのFIN 48の適用についてのより詳細なガイダンスを提供する予定です。また、すべての非公開企業に対するFIN 48の開示要件の削減案についても採択を行いました。具体的には、FASBは未認識タックス・ベネフィットの調整表、および認識されると実効税率に影響を与えることになる未認識タックス・ベネフィットの金額の開示の削除を提案する予定です。

FASBの決定事項はFASB職員意見書案として間もなく公表される予定です。当該草案はパブリック・コメント募集の対

象となります。

▼ 上記の決定内容の概要について以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.fasb.org/news/SDR_FIN48_10-01-08.pdf

▼ CFOdirect NetworkのメンバーはこのFASBの決定に関するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のBreaking Newsの記事を、以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jp?ContentCode=THUG-7K22FB&ContentType=Content>

■ その他のFASB関連記事

会議の議事録: 9月24日、FASBは(1)収益認識 (2)偶発事象の開示 (3)非営利組織の買収と合併 (4)制度資産の開示 (5)EITFの合意事項に関するFASBの承認、について議論を行いました。CFOdirect Networkのメンバーは、会議の議事録を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jp?ContentCode=EDYR-7K2KBT&SecNavCode=ASPP-4MMP8M&ContentType=Content>

プロジェクトの更新: The FASB has updated its summaries of the following projects:

- リース
<http://www.fasb.org/project/leases.shtml>
- 非営利組織による合併と買収
<http://www.fasb.org/project/nfp.shtml>
- FIN 48 – 非公開企業への適用可能性
http://www.fasb.org/project/fin48_applicability_private_companies.shtml
- 特定の偶発損失の開示
http://www.fasb.org/project/accounting_for_contingencies.shtml
- 1株当たり利益
http://www.fasb.org/project/short-term_intl_convergence.shtml
- バリュエーション・リソース・グループ
http://www.fasb.org/project/valuation_resource_group.shtml

Weekly Action Alert: Action Alert No. 08-40 は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.fasb.org/action/aa100208.shtml>

■ SECがオークション・レート証券購入の参加企業に対するグローバルな免除措置を付与

法律事務所 Davis Polk & Wardwell は最近SECの企業財務部門、投資管理部門、取引および市場 部門に当てた書簡を送り、金融業界関係者およびその関係者(参加企業)に現在および過去の特定の顧客に対してオークション・レート証券(ARS)の買取りオファーを行うことを認める、ノーアクションおよび免除措置を要請しました。この救済措置要請の目的は、SECおよびその他の当局とのARS決済実施の促進、投資家利益の増進と保護、顧客への流動性の提供にあります。大変興味深いことに、この要請は(1)決済は、参加企業が破綻したARS市場に参加したことが原因で発生した、および(2)10万人以上の顧客および少なくとも500億ドルの価値のARSが関連している、という理由から他に類を見ないものとなっています。

最近SECはいくつかの制約を条件にその要請を認め、もし認められなければ個別の免除措置やノーアクション救済措置を求めなければならなかった参加企業の負担や費用を削減するレターを公表しました。

▼ このレターの全文は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。
<http://www.sec.gov/divisions/corpfin/cf-noaction/2008/arsger092208.htm>

■ ASBが初めての明瞭化された監査基準書を公表

AICPAの監査基準審議会(ASB)は「監査人による統治ガバナンスの責任者とのコミュニケーション」(再起草)を公表し、ASBの明瞭性プロジェクトによる最初の監査基準書(SAS)が最終化されることになりました。明瞭性プロジェクトは、今後2、3年に渡り、明瞭性を確保するための作成規約を適用し、そして国際監査基準(ISA)とのコンバージェンスを進めるため、監査基準の成文化(the Codification of Statements on Auditing Standards)に含まれるすべての既存の監査セクションを再起草するものです。

この再起草された最初のSASは、財務諸表の監査に関連して統治ガバナンスの責任者とコミュニケーションを行う監査人の責任に関するものです。このSASはIAS 260「統治ガバナンス責任者とのコミュニケーション」(改訂及び草案改訂)を基にしており、その要件は既存のAU section 380と非常に良く似ています。また、このSASはAU section 380「監査人による統治ガバナンスの責任者とのコミュニケーション」に優先することになります。

ASBは再起草されるすべての基準は同一日に発効となる予定であり、2010年12月15日以降になるだろうと述べています。明瞭化されたすべてのSASが公表されれば、SASは明瞭化されたSASの体系化されたフォーマットで公表されるようになります。

▼ 再起草されたSASの全文は以下のAICPAウェブサイトからご覧いただけます。
<http://www.aicpa.org/NR/rdonlyres/262848F1-EFDA-4C8E-9574-76730BC6D468/278/FinalSASCommunications.pdf>

▼ ASBの明瞭性プロジェクトに関するより詳細な情報は以下のAICPAウェブサイトからご覧いただけます。
[http://www.aicpa.org/download/auditstd/ASB_Clarify_%20and_Convergence_\(8.5x11\).pdf](http://www.aicpa.org/download/auditstd/ASB_Clarify_%20and_Convergence_(8.5x11).pdf)

■ ASBが明瞭性プロジェクトに基づく二つの公開草案に対するコメントを募集

ASBは明瞭性を確保するための作成規約に準拠して起草された、二つの公開草案を公表し、パブリックコメント募集を発表しました。

- 監査基準の成文化の序文案「一般に公正妥当と認められている監査基準に準拠して実施される監査に適用される原則」
- 監査基準草案「独立監査人の全般的目的および一般に公正妥当と認められている監査基準に準拠する監査の実施」

このSASはISA 200「独立監査人の全般的目的及び国際監査基準に準拠する監査の実施」とのコンバージェンスを目的としています。

コメント募集期間は2008年12月30日まで。

▼ これらの公開草案の全文は以下のAICPAウェブサイトからご覧いただけます。
http://www.aicpa.org/Professional+Resources/Accounting+and+Auditing/Audit+and+Attest+Standards/Exposure+Drafts+of+Proposed+Statements/Accepted_Auditing_Standards.htm

お問い合わせ: あらた監査法人(広報)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 154,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.